第四十九条第一項	本店	主たる事務所
	会社	損害保険料率算出団体
	支店	従たる事務所
第四十九条第三項及び第五十条第一項	本店	主たる事務所
第五十条第二項	本店	主たる事務所
	支店	従たる事務所
第五十条第三項	本店	主たる事務所
	会社	損害保険料率算出団体
第五十条第四項	支店	従たる事務所
第五十一条第一項	本店	主たる事務所

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の二の表第十七条第三項の項の前に次のように加える。

第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所

第十九条の二の二の表第二十四条第十三号及び第十四号の項中「第二十四条第十三号及び第十四号」を「第二十四条第十二号及び第十三号」に改め、同表第二十七条の項を次のように改める。

第二十七条	商号	名称
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所
	営業所の	主たる事務所の

第十九条の二の九の表第十七条第三項の項の前に次のように加える。

第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所

第十九条の二の九の表第二十四条第十三号及び第十四号の項中「第二十四条第十三号及び第十四号」を「第二十四条第十二号及び第十三号」に改め、同表第二十七条の項を次のように改める。

第二十七条	商号	名称
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所
	営業所の	主たる事務所の

（保険業法施行令の一部改正）

第三条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の七中「ついて会社法」の下に「第八百三十五条第一項、」を加え、同条の表第八百三十六条第一項の項の前に次のように加える。

第八百三十五条第一項	本店	主たる事務所

第十条の二の見出し中「会社法等」を「商業登記法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「おける同法」を「おいては、同法（第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三条までを除く。）」に、「（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同項の表第一条の三の項及び第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
第二十七条	商号の登記は	名称の登記は
	商号が	名称が
	商号と	商号又は名称と
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所
	商号の登記に	商号又は名称の登記に
	営業所の	営業所（会社にあつては、本店）又は主たる事務所の

第十条の二第二項の表第十五条において準用する第十七条第三項の項から第二十五条第三項の項まで、第四十四条第二項第二号の項、第百三十八条第一項の項及び第百三十八条第二項の項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第三項	会社	相互会社
	支店	従たる事務所
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第四十八条第一項	本店	主たる事務所
	支店	従たる事務所